

随意契約理由書

件名	「もしもの時も暮らしはつづく」手帳 神戸市オリジナル版増刷業務
契約の相手方	特定非営利活動法人プラス・アーツ
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>(1)「もしもの時も暮らしはつづく」手帳 神戸市オリジナル版は、平成29年6月に作成し、市内の幼稚園や保育園などの園児の保護者に配布。また、地域での防災講座のテキストとして活用しており、子育て世代をはじめとした市民の防災意識の向上を図るため、事業の継続に伴う増刷は必要不可欠である。</p> <p>(2)NPO法人プラス・アーツは、同手帳(初版)の作成にあたり、イラスト・デザインの著作権者である文平銀座／北谷彩夏氏との連絡調整業務や防災情報にかかる監修業務を担った。また、同手帳の印刷業務やロイヤリティ徴収業務については、著作権者から専属的に委託を受けており、原稿データを保有している。</p> <p>(3)したがって、今回、同手帳を増刷するにあたっては、同法人と契約する以外に方法はない。</p>	
担当部署 (問合せ先)	危機管理室 (電話番号 直通322-6232 内2911)